

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月17日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 西向 美由

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)4769

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

Aコース証券100億米ドル(約9,251億円)を上限とします。

Bコース証券100億米ドル(約9,251億円)を上限とします。

Cコース証券100億豪ドル(約9,486億円)を上限とします。

Dコース証券100億豪ドル(約9,486億円)を上限とします。

Eコース証券100億ユーロ(約1兆2,165億円)を上限とします。

Fコース証券100億ユーロ(約1兆2,165億円)を上限とします。

Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約7,672億円)を上限とします。

Hコース証券100億NZドル(約7,672億円)を上限とします。

(注)外貨の円貨換算は、平成25年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=92.51円、1豪ドル=94.86円、1ユーロ=121.65円、1NZドル=76.72円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月10日をもって提出した有価証券届出書(平成25年4月10日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正内容】

訂正箇所を下線で示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

代理人の住所又は所在地

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(中略)

連絡場所

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(後略)

<訂正後>

(前略)

代理人の住所又は所在地

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(中略)

連絡場所

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み
管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

本邦における代理人	<p>東京都港区六本木一丁目6番1号 <u>泉ガーデンタワー</u> アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p> <p>上記代理人は、管理会社から日本国内において</p> <p>(1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびにJSDAの諸規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、</p> <p>(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限</p> <p>を委任されています。</p> <p>また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、</p> <p>弁護士 小林 穰 東京都港区六本木一丁目6番1号 <u>泉ガーデンタワー</u> アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p> <p>です。</p>
-----------	--

<訂正後>

(前略)

本邦における代理人	<p>東京都港区元赤坂一丁目2番7号 <u>赤坂Kタワー</u> アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p> <p>上記代理人は、管理会社から日本国内において</p> <p>(1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびにJSDAの諸規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、</p> <p>(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限</p> <p>を委任されています。</p> <p>また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、</p> <p>弁護士 小林 穰 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 <u>赤坂Kタワー</u> アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p> <p>です。</p>
-----------	--

第2 管理及び運営

4 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

<訂正前>

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

（中略）

また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 西向 美由

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

<訂正後>

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

（中略）

また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 西向 美由

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。